

茨城デスティネーションキャンペーン機運醸成業務委託の公募に係る説明書

公告日 令和4年5月13日（金）

1 担当部局

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

（茨城県営業戦略部観光物産課デスティネーションキャンペーン推進室 担当：高木、萩原）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電 話 029-301-3605（直通）

メールアドレス ibaraki-dc@pref.ibaraki.lg.jp

2 委託業務の概要

- （１）委 託 業 務 名 茨城デスティネーションキャンペーン機運醸成業務委託
- （２）委託業務の目的 令和５年秋にいばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が開催するデスティネーションキャンペーン※（以下「DC」という。）に向け、DC及び本県観光に関するWEB・SNS公告等を駆使したプロモーションを実施し、有効なターゲットに対して茨城の魅力を発信することで、アフターコロナにおける茨城観光のプレゼンスを高め、もって新たな観光需要の獲得を図る。
- （３）委託業務の内容 茨城デスティネーションキャンペーン機運醸成業務委託仕様書のとおり
- （４）委 託 期 間 契約締結の日から令和５年３月31日（金）まで
- （５）見 積 限 度 額 金 11,275,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）以内
※この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当していない者であること。
- （２） 政令第１６７条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （３） 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第２５４号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５） 茨城県暴力団排除条例（平成２２年茨城県条例第３６号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出手続き

- （１）提出物

- ① 企画提案提出書（様式第１号）

- ② 資格要件に係る申立書（様式第2号）
 ③ 企画書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示してください。

1 実施方針	・本事業に対する基本的な考え方、取組方針
2 企画内容	・コンセプトなど基本方針及び具体的な実施内容 ・スケジュール及び経費 ・具体的な業務実施事項 ・仕様書に記載のない追加提案事項（任意）
3 業務実施体制、作業工程	当該事業を実施するにあたっての実施体制、作業工程
4 同種又は同種業務の実績	-

- ④ 見積書
 ⑤ 会社概要

（2）提出部数

- ①、②及び④、⑤については、1部提出してください。
 ③については、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出してください。

（3）提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和4年5月30日（月）午後4時（必着）
 ② 提出先 1 担当部局と同じ
 ③ 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るもの）に限る。

5 プレゼンテーション

実施しません。

6 業務委託者の選定

（1）選定方法

いばらき観光キャンペーン推進協議会内に設置する審査委員会において、提出された企画書を（2）の評価項目に基づき、審査したうえで決定します。

（2）企画提案内容を審査するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容・事業経費に具体性、妥当性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

（3）審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知します。
 ② 審査の内容については一切公表しません。
 ③ 結果についての異議申し立ては一切認めません。

（4）業務委託の方法

いばらき観光キャンペーン推進協議会は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴

し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に準じて作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。

なお、採用案を必要に応じ修正する場合がありますのでご了承ください。また、提案内容に応じて契約書及び仕様書は変更になる場合があります。

（5）その他

- ① 提出された企画書等は返却しません。
- ② 企画書の作成にかかる費用はすべて事業者の負担とします。

7 説明書の内容に関する質問

（1）質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、簡易なものを除き、質問書（様式第3号）を担当部局へ電子メールにて提出してください。

質問受付期限 令和4年5月23日（月）午後3時（必着）

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、茨城県公式観光情報ホームページ「観光いばらき」上で公開します。

質問に対する回答公開日 令和4年5月24日（火）午後3時（予定）

(様式第 1 号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 4 年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城デスティネーションキャンペーン機運醸成業務委託について受託したいので、別添の
おり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第 2 号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 4 年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「茨城デスティネーションキャンペーン機運醸成業務」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- 2 政令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成 2 2 年茨城県条例第 3 6 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部観光物産課 デスティネーションキャンペーン推進室 担当：高木、萩原)

TEL 029-301-3605

メールアドレス ibaraki-dc@pref.ibaraki.lg.jp

質 問 書

業 務 名		茨城デスティネーションキャンペーン機運醸成業務
質 問 者	所 属	
	氏 名	
	連絡先 (電話・FAX・e-mail)	
質 問 内 容		